

(設置)

第1条 少子化や若者の県外流出などによる急激な人口減少への対応は、東日本大震災・原発事故からの復興と並ぶ本県の最重要課題であることから、全庁一体となって戦略的に地方創生・人口減少対策に取り組むため、ふくしま創生・人口戦略本部（以下「戦略本部」という。）を設置する。

(組織)

第2条 戦略本部は、本部長、副本部長、本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、戦略本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故ある時は、その職務を代理する。

(所掌事務)

第3条 対策本部は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 地方創生・人口減少対策の全庁的な推進に関すること。

(2) 地方創生・人口減少対策の総合調整に関すること。

(3) 国、市町村等との連絡調整に関すること。

(4) その他地方創生・人口減少対策に係る重要事項に関すること。

(会議)

第4条 戦略本部の会議は、必要に応じ本部長が招集する。

2 本部長は、必要があると認めるときは、会議に本部員以外の者の出席を求めることができる。

(調整会議)

第5条 戦略本部の下に連絡調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

2 調整会議は、議長、副議長および構成員をもって構成し、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 調整会議は、戦略本部に付議する事項について事前調整を行う。

4 議長は、必要に応じて関係次長、課長の調整会議への出席を求めることができる。

5 調整会議は、必要に応じて議長が招集する。

6 調整会議の下に、ワーキンググループを置くことができる。

7 ワーキンググループの設置、運営等については、議長が別に定める。

(事務局)

第6条 戦略本部の事務局を企画調整部復興・総合計画課に置く。

2 事務局は、戦略本部及び調整会議の運営に必要な庶務を行う。

(本部長への委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、戦略本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

区 分	職 名
本 部 長	知事
副本部長	副知事
本 部 員	教育長 警察本部長 総務部長 危機管理部長 企画調整部長 生活環境部長 保健福祉部長 商工労働部長 農林水産部長 土木部長 出納局長 風評・風化戦略担当理事 原子力損害対策担当理事 避難地域復興局長 文化スポーツ局長 こども未来局長 観光交流局長 企業局長 病院局長 県北地方復興局長 県中地方復興局長 県南地方復興局長 会津地方復興局長 南会津地方復興局長 相双地方復興局長 いわき地方復興局長

別表 2

区 分	職 名
議 長	企画調整部政策監
副 議 長	復興・総合計画課長
構 成 員	総務課長 危機管理課長 企画調整課長 地域振興課長 ふくしまぐらし推進課長 生活環境総務課長 保健福祉総務課長 商工総務課長 農林企画課長 土木企画課長 出納総務課長 避難地域復興課長 文化振興課長 こども・青少年政策課長 観光交流課長 企業局企業総務課長 病院局病院経営課長 教育庁教育総務課長 警察本部警務部警務課長 県北地方振興局企画商工部長 県中地方振興局企画商工部長 県南地方振興局企画商工部長 会津地方振興局企画商工部長 南会津地方振興局企画商工部長 相双地方振興局企画商工部長 いわき地方振興局企画商工部長